

普通預金 商品概要説明書

(2025年1月現在)

1	商品名	・普通預金
2	ご利用いただける方	・個人および法人のお客さま [ただし、「総合口座」は個人のお客さまのみ]
3	期間	・定めません。
4	預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時お預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
5	払戻方法	・随時払い戻します。
6	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示利率を適用します。 ・毎年2月と8月の各第3日曜日の翌営業日付でおこない、利息を元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高について、1年を365日とする日割計算をおこないます。 ・付利単位：100円 ・付利最低残高：1,000円
7	税金	・個人のお客さま 源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%） ※ただし、平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法人のお客さま 総合課税（非課税法人の場合は非課税）
8	手数料	・キャッシュカードによる払戻しの際に、オンライン提携金融機関所定の手数料がかかります。
9	預金保険制度	・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
10	付加できる特約事項	・個人のお客さまは、「総合口座」による「当座貸越」がご利用いただけます。 貸越利率＝「担保となる定期預金の約定利率」＋0.5%
11	その他参考となる事項	・「総合口座」… 普通預金・定期預金のお取引と自動ご融資をセットにした口座です。 セットされた「定期預金」の90%（最高200万円）の自動融資（当座貸越）がご利用いただけます。 個人のお客さまのみご利用いただけます。

1 2	当金庫に対する 苦情申出先	・お客さまサービスセンター お客さまサービスセンター連絡先 電話番号 0 1 2 0 - 0 7 9 - 3 6 6 サービスについてのご意見・ご感想（商工中金ホームページ内） https://www.shokochukin.co.jp/opinion/service/
1 3	当金庫との紛争 の解決のための 申立先	・東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、 第二東京弁護士会仲裁センター 東京弁護士会紛争解決センター連絡先 電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1 第一東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 8 8 第二東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9